

施策名	目標 3-3 水環境の保全(海洋環境の保全を含む。)		担当部局名	水・大気環境局 環境管理課 環境汚染対策室 海洋環境課 海洋プラスチック汚染対策室 海域環境管理室								
施策の概要	水質汚濁に係る環境基準等の目標を設定して、その達成状況の改善を図るとともに、適切な地下水管理を推進し、健全な水循環の確保に向けた取組を推進する。また、海洋環境の保全に向けて国際的な連携の下、国内における廃棄物の海洋投棄の規制等による海洋汚染の防止を図る。更に、海洋ごみ対策について、海岸漂着物処理推進法に基づく回収・処理、国内での廃棄物の適正処理等の推進による陸域等からの海洋ごみの発生抑制、海洋ごみの実態把握のための調査研究、国際的連携等に取り組む。		政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和 6年 8月						
達成すべき目標	水質汚濁に係る環境基準等達成率の向上等により、健全な水循環の確保を目指す。また、廃棄物の海洋投棄の規制等により、海洋環境の保全を図る。		政策体系上の位置付け	3. 大気・水・土壌環境等の保全								
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定) 水循環基本計画(平成27年7月10日閣議決定) 瀬戸内海環境保全基本計画(令和4年2月25日閣議決定) 海岸漂着物処理推進法に基づく基本的な方針(令和元年5月31日閣議決定) 第4期海洋基本計画(令和5年4月28日閣議決定)											
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成
			基準年度	目標年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度		
1 公共用水域における水質環境基準の達成率(健康項目)(%)	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、人の健康の保護を図るうえで、環境基準達成率は水環境の状況を把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定したもの。	△
2 公共用水域における水質環境基準の達成率(生活環境項目BOD/COD)(%) (河川)	-	100	-	-	99.1	99.1	99.1	-	-	-	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、生活環境の保全を図る上で、環境基準達成率は水環境の状況を把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定したもの。	△
2 公共用水域における水質環境基準の達成率(生活環境項目BOD/COD)(%) (湖沼)	-	100	-	-	49.7	53.6	50.3	-	-	-	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、生活環境の保全を図る上で、環境基準達成率は水環境の状況を把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定したもの。	△
2 公共用水域における水質環境基準の達成率(生活環境項目BOD/COD)(%) (海域)	-	100	-	-	80.7	78.6	79.8	-	-	-	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、生活環境の保全を図る上で、環境基準達成率は水環境の状況を把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定したもの。	△

2	公共用水域における水質環境基準の達成率(生活環境項目BOD/COD)(%)【全体】	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、生活環境の保全を図る上で、環境基準達成率は水環境の状況を把握するものとしての確であるため、測定指標として選定したもの。	△
						88.8	88.3	87.8	-	-	-	-		
3	地下水における水質環境基準の達成率(%)	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は人の健康の保護を図るうえで、地下水環境の状況を把握するものとしての確であるため、測定指標として選定したもの。	△
						94.1	94.9	94.7	-	-	-	-		
4	閉鎖性海域における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全りん等)(%)	-	-	100	-	別紙のとおり	閉鎖性海域については、水質汚濁防止法に基づく総量削減基本方針等のもと、各海域の水質改善の状況を的確に把握し、水質保全を図ってきたところであり、当該水域の環境基準達成率は、対策の効果を把握するのに適した数値であるため、測定指標として選定したもの。	△						
						別紙のとおり								
5	地盤沈下監視を実施した地域の内、2cm/年を超える地盤沈下が発生していない地域の割合(%)	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-	環境基本法第2条第3項で「地盤の沈下」は公害の一つとして位置付けられている。建築物等の基礎杭の許容応力度計算において年間2cmを超える地盤沈下については負の摩擦力を考慮することが推奨された経緯から(旧建設省による通達、昭和50年住指発第2号)、測定指標として選定したもの。	△
						92.9	90.3	80	-	-	-	-		

測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	達成
6	陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量(万トン)	-	赤泥は平成26年度末に海洋投入処分が終了し、平成27年度以降、海洋投入処分が行われる見込みはない。建設汚泥についても平成28年度末に海洋投入処分の許可期間が終了したため、平成30年度以降は、陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量を0万トンとすることを目標とする。	○
7	アジア地域等における水環境ガバナンスの強化と我が国企業の水処理技術の海外展開の促進	-	水循環基本計画(令和2年6月閣議決定)等に基づき、水環境の悪化が顕著なアジア地域等において、我が国の水環境行政に係る経験や技術の共有等を図ることで、当該地域における水環境ガバナンスの強化に資するとともに、我が国企業が有する優れた水処理技術の海外展開を促進するなど、国際的な水環境問題の解決に寄与することを目標とする。	○
8	水環境中の放射性物質濃度測定実施都道府県数	-	放射性物質の常時監視に関する検討会報告書(平成25年12月)において、公共用水域及び地下水の測定地点は日本全国をバランスよく監視できるよう選定することとされており、全都道府県において放射性物質濃度を測定することが必要であることから、測定指標として選定したもの。	○
9	海洋ごみ(漂流・漂着・海底ごみ)に関する調査・研究結果の把握・共有	-	海岸漂着物等処理推進法等に基づき、海洋ごみの実態を把握し、その情報を国民に提供することは、海洋環境の保全に資する。	○

達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号
(1) 水質汚濁防止 推進費 (平成22年度)	1.2.8	0115	(5) 地下水・地盤 環境対策費 (平成19年度)	3.5	0101	(9) 海洋プラス チックごみ総 合対策費(平 成19年度)	9	0119	(13) 水環境・土壌 環境に係る有 害物質リスク 検討調査費 (令和5年度)	1	004790	(17) -	-	-
(2) 閉鎖性海域・ 湖沼環境対策 等推進費 (昭和53年度)	2.4	0114	(6) 水環境に関 する国際協力 推進費 (平成22年度 組替)	7	0117	(10) 良好な水循 環・水環境創 出活動推進事 業 (令和5年度)	1.2	0108	(14) -	-	-	(18) -	-	-
(3) 有明海・八代 海等再生評価 支援事業費 (有明海・八代 海総合調査評 価委員会経費 を含む)(平成 19年度)	4	0097	(7) 海洋環境に 係る条約対応 及び調査検討 事業費 (昭和61年度)	6	0118	(11) 琵琶湖保全 再生等推進費 (平成29年度)	2	0102	(15) -	-	-	(19) -	-	-
(4) 豊かさを実感 できる海の再 生事業 (平成22年度)	4	0098	(8) ロンドン議 定書実施のた めの不発陸上 処理事業 (平成19年度)	6	0102	(12) 環境管理技 術調査検討費 (昭和50年度) 【関連R5-7、 関連R5-10】	1	0112	(16) -	-	-	(20) -	-	-

評価結果	(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり													
	目標達成度 合いの 測定結果	(判断根拠)	<p>○健康項目全体(27項目)の環境基準達成率(令和4年度)は99.1%で、主要な測定指標はほぼ目標値に近い。なお、基準値超過の主な原因は、自然由来が最も多い。</p> <p>○生活環境項目(BOD/COD)の環境基準達成率(令和4年度)は、河川92.4%、湖沼50.3%、海域79.8%、全体87.8%であった。河川はほとんどの地点で環境基準を達成しており、概ね目標値に近いものの、湖沼は依然として達成率が低い状況にある。</p> <p>○地下水の環境基準達成率(令和4年度)は94.7%と概ね目標値に近い。</p> <p>○閉鎖性海域における窒素及びりん(リン)の環境基準達成率(令和4年度)は、東京湾100%、伊勢湾85.7%、大阪湾100%、瀬戸内海(大阪湾を除く)96.5%であり、窒素及びりんが総量削減の対象項目として追加された平成13年度(東京湾50%、伊勢湾57%、大阪湾33%、瀬戸内海(大阪湾を除く)98%)と比べて着実に改善してきている。</p> <p>○地盤沈下監視(のための水準測量)が実施された地域が毎年異なるため、実績値は年によって変動するものの、令和4年度は80.0%であり、依然として地盤沈下が生じている地域がみられる。</p> <p>○海洋投入処分の許可制度の適正な施行や、陸上で発生した廃棄物の陸上での処理の推進により、陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量は減少傾向にあり、平成29年度以降はゼロを達成している。</p> <p>○全国39都道府県において実態調査を行うとともに、海ごみ補助金により54,264tを回収している。(令和4年度実績、令和5年度集計)</p>												
	目標達成が 出来なかつ た要因、そ の他施策の 課題等		<p>○公共用水域における水質環境基準のうち湖沼・海域は滞留時間が長く汚濁負荷がたまりやすいことから河川よりも達成率が低いため、目標達成に向けた更なる取組が必要である。</p> <p>○閉鎖性海域は汚濁物質が滞留しやすく、汚濁物質の総量削減制度により水質改善を図ってきているが、水質環境基準の達成率は、未だ一部の地域で低いため、目標達成に向けて引き続き同制度を適切に運用していくことが必要である。</p> <p>○海洋投入処分の許可制度の適正な施行や、陸上で発生した廃棄物の陸上での処理の推進は、陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量へ有効かつ効率的に寄与している。</p>												
次期目標等 への 反映の方向 性	【施策】	【測定指標】	<p>○測定指標2. 公共用水域における水質環境基準の達成率(生活環境項目BOD/COD)(%)</p> <p>○測定指標3. 地下水質における水質環境基準の達成率(%)</p> <p>○測定指標4. 閉鎖性海域における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全りん)等(%)</p> <p>・水質環境基準生活環境項目は生活環境を保全することを目的としたものであり、引き続き100%達成を目標とすることが妥当と考える。赤潮の発生件数については、赤潮が人為的な要因によらず発生することもあるため、引き続き具体的な数値目標は設定しないことが妥当と考える。</p> <p>・底層溶存酸素量(平成28年3月 水質環境基準に追加)について、引き続き湖沼・海域での水域タイプの指定を進めるとともに、基準の達成期間を検討する。</p> <p>・引き続き適切な水質環境基準生活環境項目の見直しを行うとともに、適宜、測定指標も見直すこととする。</p> <p>・閉鎖性海域における水質環境基準の達成率や赤潮の発生件数を踏まえ、引き続き目標達成に向けた取組を進めて行く。</p> <p>○測定指標5. 地盤沈下監視を実施した地域の内、2cm/年を超える地盤沈下が発生していない地域の割合(%)</p> <p>○測定指標6. 引き続き目標達成に向け、海洋投入処分の許可制度の適正な施行や、陸上で発生した廃棄物の陸上での処理の推進を進める。</p> <p>○測定指標9. 海洋ごみ対策全体の検討に資するため、引き続き、プラスチックを含む海洋ごみに関する科学的知見の集積・共有、対策検討での活用を進めることで、国内外を問わずより効果的な対策検討や研究の促進等を図る。</p>												

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>○中央環境審議会水環境・土壌農業部会において、「底層溶存酸素量に係る環境基準の水域類型の指定について」審議され、令和4年10月に答申がなされた。 ○有明海・八代海等総合調査評価委員会及び二つの小委員会において、有明海・八代海等の再生に向けた評価について検討を行った。</p>	<p>SDGs目標との関係</p>	<p>【主な目標】 ・地方公共団体における海洋ごみの回収・処理事業や発生抑制対策を支援するとともに、日本の海岸及び周辺海域における海洋ごみの現状やマイクロプラスチックを含む海洋プラスチックごみの実態を把握するための調査等を行い、科学的知見の蓄積に努めた。当該取組を通じて、目標14番「海の豊かさを守ろう」の達成に貢献できた。</p> <p>【副次的効果が期待される目標】 ・プラスチック・スマートでは、令和4年度末までに3100件超の取組を各主体から登録いただき、つくる側、つかう側双方の幅広い関係者が一つの旗印の下で不必要な使い捨てプラスチックの使用削減や、代替素材への転換を促進することに貢献した。また、ローカル・ブルー・オーシャン・ビジョン推進事業では、モデル自治体を7自治体選定し、企業等と連携した取組を支援した。加えて、日本企業が有するマイクロプラスチック対策に資する先進的な技術・取組を「マイクロプラスチック削減に向けたグッド・プラクティス集」第2版として15例を掲載し、国内外に発信することで、海洋へのプラスチックの流出抑制に寄与した。さらに、代替素材への転換に関しては、脱炭素社会を支えるプラスチック等資源循環システム構築実証事業（マイクロプラスチックによる汚染防止のための化石資源由来素材からの代替）等を実施し、2件の取組を支援した。当該取組によって、目標12番「つくる責任つかう責任」への達成に貢献できた。</p>
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>○公共用水域水質測定結果（環境省） ○地下水質測定結果（環境省） ○全国の地盤沈下地域の概況（環境省）</p>		

4 閉鎖性海域における水質環境基準の達成率（COD、全窒素、全りん）

別紙

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値						
	基準年度	目標年度	年度ごとの実績値								
			29年度	30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		
瀬戸内海（大阪湾を除く）における水質環境基準の達成率（%）（上段：COD、下段：全窒素・全りん）	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	100	-	74.3 96.5	72.3 96.5	77.0 96.5	77.0 91.4	69.6 93.0	75.7 96.5	
大阪湾における水質環境基準の達成率（%）（上段：COD、下段：全窒素・全りん）	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	100	-	66.7 100	66.7 100	66.7 100	66.7 100	66.7 100	66.7 100	
東京湾における水質環境基準の達成率（%）（上段：COD、下段：全窒素・全りん）	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	100	-	63.2 66.7	63.2 100	68.4 100	63.2 100	68.4 100	68.4 100	
伊勢湾における水質環境基準の達成率（%）（上段：COD、下段：全窒素・全りん）	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	100	-	43.8 85.7	50.0 85.7	62.5 85.7	62.5 85.7	56.3 71.4	50.0 85.7	
赤潮の発生件数[件] （瀬戸内海/有明海/八代海）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	71/38/13	82/33/13	58/32/10	83/41/15	70/44/16	59/45/17	